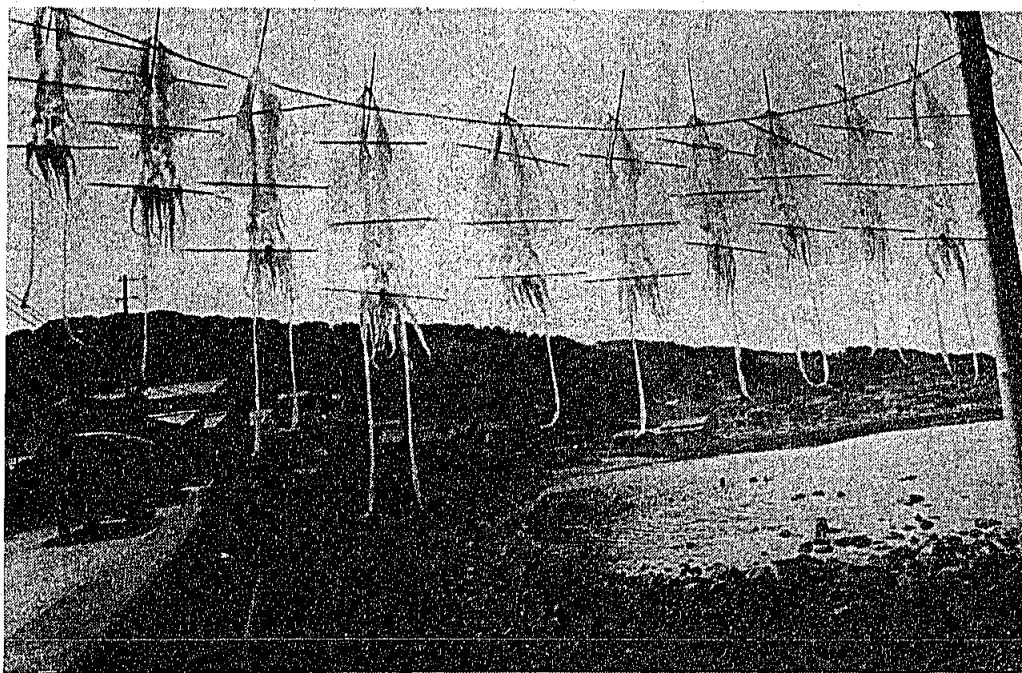




波津海岸いか干し

(西高陽区 田中睦生氏 提供)

町報 岡垣

発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 辻 守 荘

親と子の心をむすぶ

家庭の日

毎月第三日曜日

県民会議

次の世代をになう青少年をすこやかに成長させることは、国や県の施策をまっぴかりでなく、地域住民すべてが取り組むべき課題であります。

青少年問題は、青少年自身が努力する必要もありますが、住民各層の総力を結集することが何よりも大切であります。

その趣旨から、県民総ぐるみで青少年を健全に育成するため、社団法人の福岡県青少年育成県民会議が昭和四一年十二月に結成されています。

「家庭の日」のモデル地区に

この県民会議から、岡垣町は昭和五三年度、五四年度「家庭の日」のモデル地区に指定をうけました。このモデル地区は他の模範となるからではなく、今から事業をやっていくということで指定されました。

「家庭の日」とは

子どもを健全に育てるものは家庭にあるといわれています。

ところが現在では、多くの家庭が

共稼ぎとか、いろいろの影響をうけて思うようになりません。

そこで月一回第二

日曜日を「家庭の日」と定め、その日は親子一緒に行事をし

り、家族一緒に集って話し合ったり、楽しく団らんをし、青少年を健全に育てようとする日です。

実行目標

実行目標

県民会議では「家庭の日」の実行目標をたてています。

七月は

一、みんなで夏休みの暮しの計画を立てる。

二、水の事故防止について話し合う。

三、家の仕事分担を決める。

5月21日城山登山(山頂でフォークダンス)



四、輝く太陽のもとで体を鍛える
家庭の事情にあわせて、やれるものから実行しましょう。

教育委員会

「家庭の日」のことは、今後連載します。ずっと綴って実践してください。

社会を明るくする運動

最近の青少年非行は、低年齢化しており、女子少年の非行や中学、高校生の非行の増加は著しく、誠

に憂うべき状況です。これらの非行の多くは、ごく普通の家庭の少年で行われ、非行の

一般化傾向もますます顕著です。しかもその内容は、万引き、自動車や自転車の窃盗、シンナー等有機溶剤の濫用、女子生徒の性的非行、あるいはいわゆる暴走族による集団暴力事犯など刺激的、享樂的な動機による非行が一層増加する傾向を示しています。

この傾向は、享樂的、遊樂的な社会風潮に影響され、刺激的な雑誌や映画のはん流、家庭や学校、職場などでの人間関係の希薄化、傾向など、青少年にとって好ましくない生活環境に影響されるところが少なくないと思われます。

これに対処するためには、地域住民が全員手を携えて、いろんな活動を積極的に行うより道がありません。

× × ×
七月中、法務省が主唱で第二八回社会を明るくする運動が展開されます。

これは全国民が犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、夫々の立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

愛の手で築く

非行のない社会

悲惨!!

ダンブと激突死者一名を出した普通貨物

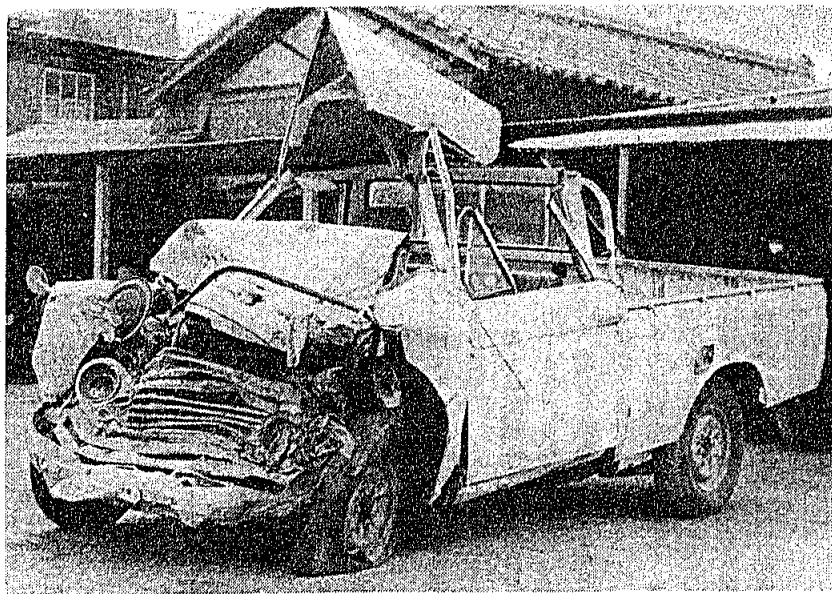
「岡垣町」内で

交通事故多発

若者の季節となり、レジャー等で車を乗り廻す機会が増えてきました。これを反映してか、岡垣町内で悲惨な交通事故が頻発しています。

●4月22日岡垣町三吉(県道 原海老津線)で普通乗用車と自動二輪車が衝突し、自動二輪運転の高校生一名が死亡、同乗者一名が重傷

●5月11日岡垣町内浦(県道、北



九州、芦屋、福岡線、成田山道前)でダンブカーと普通貨物自動車衝突、普通貨物の同乗者一名が死亡、運転者重傷

その他重傷事故から、わずか20日間の内に死亡事故二件二名の重傷事故三件四名となっています。事故の原因は、スピードの出しすぎによる無謀運転です。

今後、平和な岡垣町で重大な交

農業委員会委員選挙が

7月14日に行なわれます。

この選挙の選挙人は、岡垣町内に住所を有する者で、10アール以上の農地を耕作する者及び、その耕作に従事した日数がおよそ60日以上のもしくは、60日以上従事することが確実視される者で、すでに申請書により名簿に登録されている者です。又、被選挙人は、前記条件に該当する者で、選挙日までに20才になる者も含まれます。尚、選挙の日程は次のとおりです。

記

一、選挙日 昭和53年7月14日
一、告示日 昭和53年7月7日
一、立候補予定者説明会 昭和53年7月3日

場所 岡垣町役場

詳細につきましては岡垣町選挙管理委員会に問合せ下さい。

(岡垣町選挙管理委員会)

岡垣対地射爆撃場

30年間の歴史をもつ西日本唯一の岡垣対地射爆撃場は、米軍の使用から日米共同使用、そして自衛

隊の使用と数多の変遷を経て、今年6月7日をもって返還されました。

永い30年間、町民の皆さんに対し、種々の被害を与えましたが、これに対し国の諸施策により幾多の施設、整備事業又補償、助成がなされ、町民の民生安定の諸事業が達成されました。

6月8日から射撃場内の工作物等の取除きや跡地整備又海上、海岸線の制限区域内の整備、掃海等のため、9月末日までは町民の立入りは禁止されますので立入らないこと。

特に夏の海水浴は、海岸・海上の跡地整備作業が行なわれますので立入りしない様をお願いします。

基地対策室

県下一斉

お魚デーを設定

魚による体力づくりの再認識をしていただくため、県下全魚小売店では、一斉にお魚デーを設定いたしました。

毎週水曜日 魚の特売

NHKFM

リクエストアワー公開

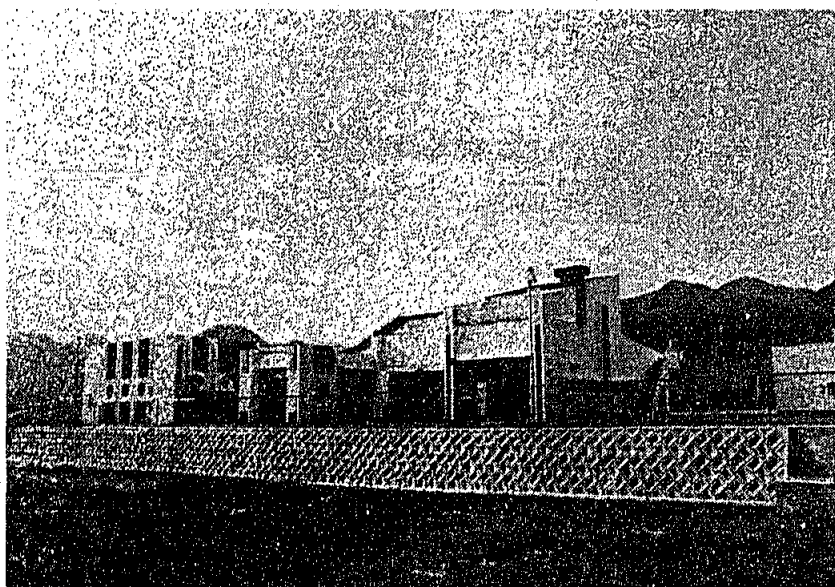
日時 7月22日 土曜日

午後一時十分～午後六時

場所 岡垣町中央公民館大ホール

入場料 無料

出演者 未定



西部地区学習等供用施設

簡易生命保険積立金の融資を受け完成

昭和52年度における建設事業の一環として進めてきました西部地区学習等供用施設の新築事業は、郵便局の簡易生命保険積立金から59600千円の融資を受けて、昭和53年3月末に完成しました。

尚、当町ではこのほか、有線ラジオ放送、道路改良事業、海老津小学校屋内運動場新築事業、東中学用地造成事業等にも融資を受けており、明るい住みよい町づくりに努力しております。

水難事故防止についてお願い

夏休みもやがてやってまいりますが、昨年は吉木浜等で水難事故の犠牲者がでております。

水泳はプール等きまつた所で行いましょう。

水泳禁止区域や池・川・堤等で

は絶対にお泳がないようにしましょう。

岡垣町役場民生課

岡垣町消防団

岡垣町教育委員会

巡回行政相談所開設

巡回行政相談所を次のとおり開設し、役所への苦情・不満、問合せ等を承ります。

巡回行政相談所
ところ 岡垣町東部公民館
相談員 熊岡一則氏(南高陽区九州管区行政監察局職員)
とき 7月25日 10時～15時
総務課

援護業務移動相談

例年実施されていまま援護業務の移動相談が左記により実施されます。

記

一、日時 昭和53年7月19日

10時～16時

一、場所 八幡西区役所第33会議室

相談事項

(1) 恩給法について
(2) 旧軍人等の加算恩給及び一時

恩給等
(1) 旧軍人等の傷病恩給等
(2) 公務扶助料の請求等
(3) 遺族援護法について
(4) 障害年金及び遺族年金等の請求等
(5) 各種給付金について
(6) 特別弔慰金及び特別給付金の請求等
(7) 叙位、叙勲について
(8) その他援護業務全般について

議会だより

昭和五十二年度第一回岡垣町議会臨時会は、六月六日召集され、会期は一日間と決定し、議案六件、報告三件が上提された。

本会議での主な案件は、家屋明渡し訴訟の提起について及び、助役の選任についてであった。

議事案件の審議が全部終了したので、第二回臨時議会は閉会された。

会議結果は次のとおり。

△議案第二十六号 (原案可決)

助役の選任について

任期満了に伴う再任

※住所 岡垣町大字高倉

※氏名 小早川 隆 (62才)

△議案第二十七号 (原案可決)

専決処分承認を求めることに

ついて。

(岡垣町税条例の一部を改正する条例)

△議案第二十八号 (原案可決)

専決処分承認を求めることに

ついて。

(昭和五十二年度岡垣町一般会計補正予算 第七号)

△議案第二十九号 (原案可決)

専決処分承認を求めることに

ついて。

(昭和五十二年度岡垣町国民健康保険事業特別会計補正予算 第

四号)

四号)

△議案第三十号 (原案可決)

内浦、湯川線道路改良工事請負契約について。

※契約の目的

内浦、湯川線道路改良工事

※契約の金額

三六二七二〇〇円也

※契約の相手方

岡垣町大字海老澤

※工期

小西建設工業株式会社

自 昭和53年4月20日

至 昭和54年1月31日

△議案第三十一号 (原案可決)

家屋明渡し訴訟の提起について

昭和五十二年一月二十日岡垣町

常任宅入居審査委員会で決定され

た藤井誠氏に代り、同年五月二日

不法入居した訴訟被告の仲村博敏

に対する、退去を求めるためであ

る。

このことは五月十八日付にて訴

訟被告の仲村博敏本人に対し、五

月二十日までの期限付で退去する

ようにとの命令書を手渡したが、

家屋の明渡しがなく、その後明渡

しの要求を続けているにもかかわらず、

未だに実現されないため、

町としては、家屋明渡し請求を提

起するものである。

△報告第一号 (原案了承)

昭和五十二年度行政事務の報告

について。

△報告第二号 (原案了承)

昭和五十二年度岡垣町繰越明許

費繰越計算書

△報告第三号 (原案了承)

昭和五十二年度岡垣町土地開発

公社決算報告について

―議会事務局―

町行政組織

去る六月六日の岡垣町議会に於

て小早川隆助役の再任が承認され

たのに伴い、各課の課長及び主要

な事務をお知らせします。

一、町長 辻 守 莊

一、収入役 中村 一 美

一、教育長 木藤 善 己

一、総務課 課長 小早川隆士

庶務、人事、財政、基地対策

一、同和対策室 室長 高橋護城

同和対策

一、企画振興課 課長 鈴木 平

都市計画、国土調査

一、税務課 課長 安部正開

課税、徴収

一、住民課 課長 刀根重弘

戸籍、住民登録、保険、年金

衛生

一、管財課 課長 門司文敏

町有財産管理

一、民生課 課長 梅田 薫

民生、消防、保育所

一、産業課 課長 中川 勝

農業振興、経済

一、土木課 課長 須崎義弘

河川、溜池、災害復旧、道路

住宅

一、議会事務局 局長 吉田利種

議会

一、水道課 課長 野中栄一

水道、工務

一、教育委員会 学校教育課長

日南誠 社会教育課長長畑武

学校教育、社会教育

香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ

一、二五区故東国照殿38才

昭和53年5月4日死亡

東シツエ殿より

一、高倉区故深田和寛殿49才

昭和53年5月9日死亡

深田久子殿より

一、西高陽区故熊見休殿64才

昭和53年5月11日死亡

熊見チヨ子殿より

一、吉木区故梶木タカエ殿70才

昭和53年5月10日死亡

梶木善八殿より

一、高陽区故丹下トメ殿69才

昭和53年5月20日死亡

丹下俊教殿より

一、戸切区故川内一郎殿56才

昭和53年5月18日死亡

川内ハルエ殿より

一、戸切区故安部宇七殿77才

昭和53年5月19日死亡

安部ツル子殿より

一、新海老津区故馬場木ユキ殿

昭和53年5月22日死亡

木佐實輝男殿より

一、高陽区故鶴田集喜殿70才

昭和53年5月19日死亡

鶴田ヨネ子殿より

一、吉木区故塩田ツル殿78才

昭和53年5月28日死亡

塩田満殿より

一、百合ヶ丘区故宮城吉雄殿79才

昭和53年5月20日死亡

宮城終殿より

老人クラブ寿会へ

一、吉木区故梶木タカエ殿70才

昭和53年5月10日死亡

梶木善八殿より

一、戸切区故安部宇七殿77才

昭和53年5月19日死亡

安部ツル子殿より

一、新海老津区故馬場木ユキ殿

昭和53年5月22日死亡

木佐貫雄男殿より

一、吉木区故塩田ツル殿78才

昭和53年5月28日死亡

塩田満殿より

一、百合ヶ丘区故宮城吉雄殿79才

74才

昭和53年5月20日死亡

宮城終殿より

折尾署だよ

折尾警察署では、6月中を凶器

を使った犯罪を未然に防止する月間として、けん銃や不正な刃物を取締っています。次のことについてご協力下さい。

*家庭で使用している包丁などの刃物は目だたない場所に保管しましょう。

*銃や刃物など危険な物を持ち歩いている怪しい人を見かけたら、

すぐ警察に届けましょう。

*許可を受けている猟銃、空気銃登録を受けている刀剣類は盗まれないよう安全な場所に確実に保管しましょう。

*銃や刀剣などを発見したり、拾ったりしたときは、すぐ警察に届けましょう。

郵便局から

◎お友達や身近な人へお便りを手紙は人の心と心を結び、心の支えともなるのです。

今年進学や就職された方もようやく新しい生活環境に慣れたことと思います。この時期に是非、御家族、恩師、お友達などへ近況報告を兼ねたお便りを出しましょう。御家族やお友達などから進学さ

れた、就職された方への励ましの手紙も喜ばれます。

日頃の感謝の気持ちを手紙に託して贈りましょう。

◎郵便私書箱の御利用を

郵便をたくさん受け取られる方郵便物を早く受け取りたい方。

留守がちの方は、郵便私書箱を御利用下さい。

消防一一九コーナー

郵便私書箱は、岡垣郵便局に設けており岡垣郵便局長の承認を受ければ使用できます。毎日のように郵便物を受け取られる方や、岡垣局と同じ区内の居住者は使用料が免除されることもあります。詳しくは郵便局でお尋ね下さい。

なお、郵便私書箱を利用していただける方は、お出しになる郵便物に自分の私書箱番号を記入されるなど相手方に利用している旨の通知をしておきましょう。

◎オムツの乾燥に困る時期

梅雨の長雨は洗濯物の乾燥に困る季節です。特に赤ちゃんのいる家庭ではオムツの乾燥に追われませんが、火気の上や、周囲に吊しての乾燥は非常に危険なことです。もし天井に燃え移った場合は初期消火が困難ですから、絶体にならないようお願いします。

◎雨水の流れやすい溝に

家の周りの排水溝は雨水の流れに支障はありませんか。

梅雨時は気紛れ気象で、いつ集中豪雨となつて住宅に浸水したり他の危険が起るかも知れません。

隣近所と協力して、排水溝の土砂や雑草を取り除き、水はけをよくするよう心がけてください。

◎管内火災・救急発生状況

(1月から4月まで)

種類	火	災	救	急
町名				
水 巻	8		15	6
芦 屋	6		10	2
遠 賀	7		8	4
岡 垣	5		11	6
計	26		45	6

(郡消防署)

中小企業者に

県および県貸与協会では、年ごとに厳しくなる経営環境のなかで

設備の近代化、合理化をしようとする中小企業者に対し設備導入に

必要な資金の貸付や設備の貸与を行っています。

昭和五十三年度は次のとおり、これらの制度利用の申込み受付を開始しましたので、希望される方は、早目にお申込みください。

◎中小企業設備近代化資金

1、貸付け対象企業者

県内に工場又は事業所を有する中小企業(資本金又は出資の総額が一億円(サービス業においては一千万円)以下の会社、又は常時使用する従業員の数が三〇〇人(サービス業にあつては五〇〇人)以下の会社又は個人であること、なお県内において引続き一年以上現在の事業を営み、かつ事業税を完納していること。)

2、貸付の対象となる設備
対象設備は原則として新品であること。

3、貸付率
対象設備購入費の四五%～五〇%の範囲内。

4、貸付金額及び貸付利率
●一企業当たり原則として二十万以上千一百万円以下。

●貸付利率は無利子

5、貸付期間
すえ置き期間を含め五年以内、(汚水処理、騒音防止設備等は十二年以内)

6、償還方法
原則として一年すえ置き、四年間の均等年賦償還

7、貸付企業者の選定

企業の体質、設備の必要性や自

己資金の調達能力などについての近代化診断を行った後、審査会で選定。

8、受付期間

五月一日から貸付予定額に達するまで。

9、申込方法

貸付を希望される方は、各商工事務所に備えている申請書に必要事項を記載の上、最寄りの商工会議所、商工会へ。

くわしいことについての、お問

い合わせは、北九州商工事務所
電話093・561・1281

◎設備貸与制度

一、貸与対象者

県内に工場、または事業所を有する中小企業者で従業員の数が二十人以下（小売業および卸売業ならびにサービス業にあつては五人以下）であること。なお県内ににおいて引き続き一年以上の事業実績を有し、かつ事業税を完納していること。

二、貸与の対象となる設備

対象設備は新品であること。

三、貸与損料（金利）

年利率五パーセント

四、貸与限度額

一企業当たり二十万一千三百以下。

五、貸与期間

四年半ただし公費設備にあつては、六年から十一年半。

六、償還方法

均等半年賦払

七、貸与企業の選定

企業の体質、設備の必要性や資金の調達能力などについての貸与診断を行った後、審査会で選定。

八、受付期間

四月一日から貸与予算額に達するまで。

九、申込方法

申請書に必要事項を記載の上、最寄りの商工会議所、商工会へ。その他、くわしいことは貸与協会
電話092・712・0771
にご相談ください。



釣りの絶好のシーズンになりました。

皆さんが、海釣りをされる際に、まき餌をする方がありますが、このまき餌のうち、赤土と麦が海草類の繁殖をさまたげ、魚貝類の産卵生息に悪い影響を与えますので、海で釣りをされる方は、次のことをぜひ守りましょう。

- 一、磯や防波堤、護岸で釣りをされるときは、赤土を使用しないようにしましょう。
- 二、海草の発芽期のうち、5月15日から6月14日までの間は磯では麦をまき餌として使用しないようにしましょう。
- 三、海をきれいにし、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

税務大学校

学生募集

税務大学校には、国家公務員採用初級試験（税務）の合格者の中から採用された人が、普通科研修生として入校し、給与を受けながら一年間の研修を受け、卒業と同時に税務署に勤務することになります。

●試験の概要は、次のとおりです。

●受試資格

昭和五十二年四月一日から昭和二十六年四月一日までに生れた男子

●願書受付

昭和五十二年七月十二日(水)から七月二十一日(金)まで

●第一次試験

昭和五十二年十月一日(日)教養試験（高校卒業程度）適正試験及

び作文試験

●第二次試験

昭和五十二年十一月月上旬から中旬までの間の一日、人物試験及び身体検査

●最終合格発表

昭和五十二年十二月十五日(金)

●採用時期

昭和五十四年四月一日

●採用予定人員

九州で約二五五名

●入校研修所（予定）

税務大学校熊本研修所

税務大学校東京研修所

税務大学校大阪研修所

世界初の大宇宙博を見よう

月よりの使者「月の石」

「月面車」日本に来る。

来る七月十六日から半年間、東京「船の科学館」を中心として世界最初のしかも最高最大の規模をもつ、総合大宇宙博、が開催されることとなりました。

これは米國が十数年の研究期間と、三千兆円の巨費を投じて得た「月の石」をはじめとして、火星ロケット、月面着陸船、等、百数十点の国宝級宇宙機器を展示し、あわせて日本の宇宙機器ならびに世界の宇宙開発の歴史と現状を解説展示するものであります。

ご承知のとおり、モーターボート競走の収益金は地方財政に大きく貢献しておりますが、その一部は更に日本船舶振興会（会長 笹川良二）に納入され、国内はもとより国外にも広く世のため人のために活用されており、その寄付額は米國のロックフェラー財団を追い越しいまや世界最高になりました。

これらの実績が認められ、米國は、他の世界百数十ヶ国から同じような開催希望があつたのでありますが、自国内での総合巡回展示も延期し、宇宙科学博覧会（会長 笹川良二 理事長 茅誠司）のために出品する運びとな

●願書提出先

人事院九州事務局（福岡市博多区博多駅東、丁目一一一福岡合同庁舎内）

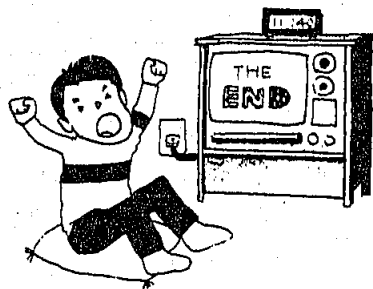
●お問合せ先

人事院九州事務局（TEL092・431・7733）

福岡国税局（TEL092・411・0031）

若松税務署（総務課）（TEL093・761・2536）

その他最寄りの税務署（税務課）



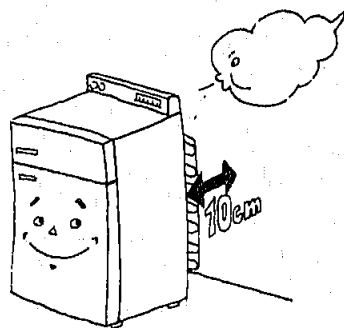
電気は便利できれいなエネルギーです。しかし、使い方を間違えると、感電や火災を起こすおそれがあります。注意しましょう。

◆電気は安全、有効に◆

なつたものであります。
宇宙への探求は、世界中の人類に夢と希望を与え、大宇宙の中で私たち地球人類のおかれている立場を明かにしました。またそれは、生命の起源という問題も含めて、はかり知れない興味と新たな哲学を喚起しました。そして、宇宙開発の精緻で総合的な技術は、科学の進歩を促進し、人類の未来への豊かな可能性を私たちに示しました。

この「大宇宙博」は、「宇宙—人類の夢と希望」というテーマのとおり、宇宙科学の平和利用が人類の未来にとっていかに重要なことか。また、それを次代に継承してゆくことが、どんなに大切なことか。さまざまな問題を投げかけ見せることと存じます。
とくに、将来の日本を背負って立つ青少年には新しい時代に対する興味と関心を感奮興起させ、大きな夢と希望を与えることでしょう。

部にある放熱器の放熱をよくするため、壁から10cm以上あけて下さい。
扉はなるべく早くピッタリと閉めましょう。



テレビ

●使い方のポイント

スイッチを入れるとすぐ画面が出る型には、いつもブラウン管を予熱するため4〜6ワットくらい電力が消費されています。
おやすみの時、外出の時などはテレビのスイッチを切った後、コンセントからプラグを抜いておきましょう。

冷蔵庫

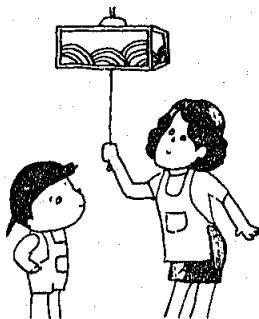
●使い方のポイント

置く場所は直射日光を避け、レンジなどの発熱物から離れた風通しのよいところ、また冷蔵庫の背

照明器具

●使い方のポイント

照明器具は不要時の点灯が一番ムダといえます。
ムダな点灯をなくすためには、手まめに消しましょう。



みんなの健康法

子宮癌の早期発見法

田中産婦人科 (折尾)

一、細胞診と子宮拡大鏡を併用すると100%に近い正診率があげられるのに、どうして手遅れ癌で一年に六千人の人が死亡するのでしょうか。

はい。子宮癌のむつかしさがわかりましたね。結核は伝染病ですから、法令にてツベルクリン反応、胸部写真を命令することができましたが、子宮癌は検診を強制することができません。

二、では、子宮癌の予防の法律をつくらうのでしょうか。
はい。ドイツや北欧諸国ではつくられています。日本ではつくられていますが、日本ではそれほど関心が高まっていないからまだ無理でしょう。

三、それでは他に子宮癌検診の受診率を高める方法はありませんか。

はい。これは子宮癌の恐ろしさ、一方では子宮癌のすぐれた早期発見法のあることを何年かたって辛抱強く、くり返しくり返し啓蒙するより他はありません。

四、現在の癌検診では何%ぐらいの人が検診を受けていますか。

はい。年々受診者は多くなるのは結構なことですが、まだ10〜20%ぐらいです。

残りの人は
①受診したくても都合できない人。

②どこにも異常がないのに婦人科の診察をうけるのは恥ずかしい。悪くなった時にいけば充分であると考えている人。

③子宮癌に全く関心のない人
これらの人の頭を切り換えるには婦人団体がいちばん適当だと思えます。良い事を新しく始めるには団体の力を借りるのが得策です。検診を受けるのが普通になり、かえって受けない方が恥ずかしくなるような雰囲気を作りだす。子宮癌で死ぬ人はなくなるでしょう。お互いその時期がくる迄、努力を続けることにしましょう。

(その2)

その二、四十五才、男性、十年
ぐらい前から正月近くなるときま

その三、七十二才、女性、脱腸
があるということであ来院されました。典型的な大腿ヘルニアで、すぐ手術で治しました。退院間近になつて、以前から時々胃が痛むことがあるから検査してくれと言われ、胃透視をしました。なんと胃の上の方に早期胃がん特有のかげがあるではありませんか。内視鏡生検で確めて手術しました。その後はしごく元気で、大勢のお孫さんに囲まれて幸せに暮していらつしやいます。

早期胃がんの例は、まだまだ沢山ありますが、紙面の都合で紹介し

同和教育とは

この場合、同和教育をすべての教育活動に最優先させ、教育の諸分野における課題を従属視するようなことは避けなければなりません。

同和教育は社会教育においても学校教育においても科学的認識を育て、人權を尊重し、民主教育の内容を豊かに創造する実践であることが望まれます。民主主義の国というのは、一人びとりの国民の基本的人權がしっかりと守られてすべての国民がこの世に生れてきてよかったといえる社会がつくられていくことであります。

とき、まずこの「部落差別」について正しく認識し、いっさいの差別をなくしていくと組みをなすことが本当に民主的な社会をつくりあげる原則だと考えます。

それでは憲法の保障する基本的人権にはどんなものがあるでしょうか。人間として生きていく上において、当然もっているべきはずの権利とはどんなものであるか具体的に述べてみたいと思います。

基本的人権の観念は、天賦人権の思想と結びついて発達したと言われております。

一七七六年のアメリカの獨立宣言のなかに「すべて人間は平等につくられ、造物主（神）によって他人に譲りわたすことのできない一定の權利を与えられている。それらの權利のなかには、生命、自由および幸福の追求が含まれる。また、一七八九年のフランス革命の際の人權宣言では「フランス國民の代表者は……人の天賦の譲りわたすことのできない、かつ神聖な權利を規定することを決議し……」として「人は生れながらにして、かつその生存中、自由および平等の權利を有する……」その權利とは、すなわち、自由、財産安全および圧迫に対する抵抗である、と定められていることから、このことはうかがわれます。

以下各号

「日本国憲法」抜すい

(基本的人権の享有)

第11条 国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現代及び将来の国民に与えられる。

(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

(個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の行政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下の平等)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転、及び職業選択の自由を有する。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家庭生活における個人の尊厳・両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基つて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2、すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し義務を負う。

(勤労者の団結権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

教育委員会



吉木

(1)

吉木の原金久氏(七二才) 驚尾垣見氏・田中トモ氏(八五才)に吉木の歴史をきく。 田中トモさんは吉木広渡兵衛氏の姉さんで、吉木で生れ育つておられるのでよく知つておられた。

祇園様

吉木の祇園様は、昔は門田(かどた)堤の堤防の中ほどの北側の山の上におられた。門田堤は寛文五年(一六六五年)に造られていたが、祇園様の山が余り荒れていないところからみると、門田堤が造られる以前からここに祀つてあったのだらう。今の門田の堤防は相当かさ上げされているのでこの山は低くみえるが、昔は長い石段があり相当の坂道だった。

祭は旧の六月十四日、十五日で、田植もすんでおり、十四日の晩は吉木からの参道に燈籠がずつとともされ、坂の下と頂上の参道の両側には五六軒の店が並んで菓子などを売り、お宮では太鼓が鳴され

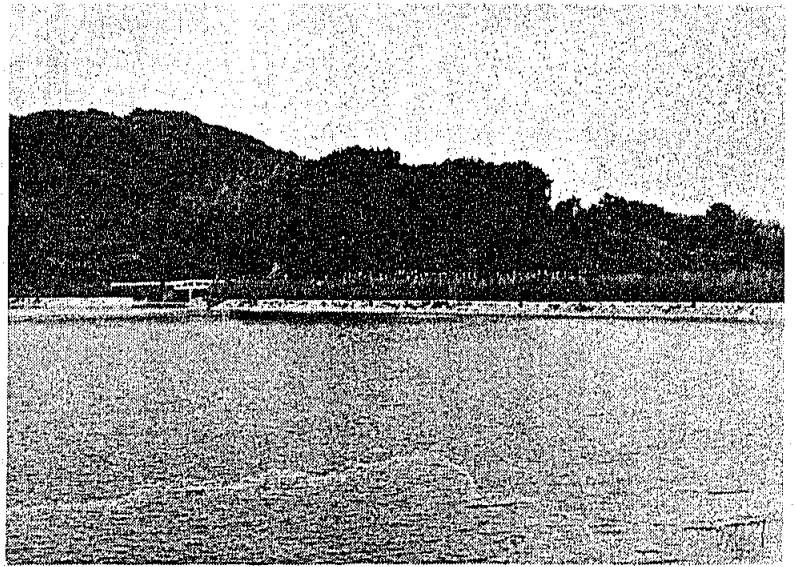
非常ににぎやかだった。子ども心に楽しくその晩を心待ちにしていた。

が祇園祭は夜にぎわうのだからマムシにかまれる恐れが多く、それより吉木の人家から遠いのが主な理由と思うが、大正十年頃熊野宮に合祀された。

始めはお宮を移転すると火事があるとか、疫病がはやるとか、祟りがあるとかで何年も移されなかったが、くじを引いてうつす。

明治四四年冬、内浦の愛宕神社と氏森神社を若宮様に合祀したとき、当番に当たった東組が大火で、六軒も全焼したのでこの噂がたった。熊野宮に合祀して後も、病気がはやつたとの噂が言い伝えられている。

昔、吉木は「岡垣の東京」「西郷の東京」といわれ、岡垣では一番ひらけており、祇園様が熊野宮にうつされてから山笠も出ていた。又十五日の昼は、家から御参司や御かき等御馳走を持ち、熊野宮に家族全員寄り、酒くみかわすお籠りがあつていた。



← 正矢口の観音様

↑ 真中が祇園山、手前は門田堤

お籠り

今のようにならじオもテレビもない昔は、映画もなく、年に一回ぐらい旅廻り役者の芝居を見に行くのが唯一の娯楽で、お籠りが再々されていた。

田植をすますと田植え籠り、九月一日は二百十日に当るので風止め籠りなど、どこの区でもされていた。

観音様ごもり

吉木の庄屋だった三輪氏は、造り酒屋もする、蚕も飼う、田ん甫もつくるで大金持だった。

正矢口にある観音様は三輪氏が寄贈されたものだが、大変立派な仏像並びにお堂だった。御手に下げられた金具もつばだった。が何時誰れかわからないが、本尊を悪い仏像に替えられたという。

七月十日のうしの刻(朝一時から三時)にお詣りすると千べん詣ったことになるので、朝早く起きて詣った。余り早いので水引き(石臼で米を粉にひく)でもせんと夜が明けない。

御利益があるというので、吉木以外の人もお詣りしていた。

三月十七日にお籠りをしていたし盆の十七日には盆踊りしている。

観音堂の横に青年宿があり、青年が寝泊りし、そこで稽古した仁

○加や踊を一年一回みんなに披露していた。

牛まつり

吉木小学校は明治七年一月に、今の吉木小学校の西にあった勝業寺の客殿と本堂で創められたが、その勝業寺の本尊大日如来は、今隆守院で祀っている。そのお祭が牛まつり。昔の農業には牛馬は欠かせずこのできないもので、牛馬の安全を大日如来に祈る。

「牛まつり」も先の「隆守祭」

も吉木区の行事であるので、矢口上組、矢口下組、古小路上組、古小路馬場瀬組、古小路下組、正矢口西組、正矢口東組の順に当場を受け持つ。

当番の組は粗すりからする。戦前まではこの祭典用のやい田があった。前日は家内中出て、ケンチヨンひら(コンニャクや人参等を入れ、とうふをつぶして作った料理)や、煮メ、しらえ、吸物、大根なますなどの御馳走をつくる。

「二番座は御利益がある」といって、よばれる方は米五合、他町村の人は一升もって、一番鶏の鳴く朝三時四時頃から隆守院での座につく。料理は隆守院の紋の入った本膳で出され、酒も木製のし塗り碗で飲む。当場は忙しく夜も寝れない。

又吉木の農家で牛のおる家には、牛に鉢巻が出来るよう赤手拭と、

お供へした餅を切って配っていた。土月始めの丑の日が祭日。

内浦、波津、湯川、糠塚などの農家の人もお座についていた。宗像田島でも同じことがあったので、岡垣からも最近まで参加していた。

この祭は耕転機が普及し牛馬が居なくなる昭和二五年頃まで続けられた。

隆守祭

麻生隆守は瓜生貞延に攻められ、天文十五年九月二七日内浦海蔵寺で自殺するが、隆守院の裏にある隆守等の墓は、元禄五年吉木中の人が集って建立したものが、以来吉木の人は毎年九月二七日隆守院に集り隆守祭をしている。

区の主権事業であるので、当番は「牛まつり」の当番の順でまわる。

× × ×

戦後はみんな忙しくなったし、昔は鶏を料理するのは盆正月くらいだったのに、今は毎日のように食べるようになったので、「牛まつり」と「隆守祭」を一緒にし、昔は朝だったのを今は夜、区長と区の役員が代表で参加して行っている。

長畑 武